

令和 7 年度第 15 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 7 年 11 月 4 日

担当部・課：保健福祉部子育て支援課〔内線 2553〕

① 件名

石巻市放課後児童健全育成事業における施設職員等による虐待の通報義務創設に伴う関係条例の見直しについて

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

「児童福祉法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）」が令和 7 年 4 月 25 日に公布され、これまで児童養護施設等に従事する者が児童に行う虐待を発見した際に設けていた通報義務について、新たに放課後児童健全育成事業等にも適用された。これを受け、同法の条文を引用する「石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」について見直しが必要になった。

【目的】

石巻市放課後児童健全育成事業において、施設職員等による虐待の通報義務創設に伴い、関係条例の見直しを行うもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令】**

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）

石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（平成 26 年石巻市条例第 38 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち

第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実

3 子どもが安心して過ごせる環境を整備する

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 4 月 児童福祉法の一部改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）

9 月 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令 80 号）

10 月 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年 10 月 1 日施行）

⑤ 主な内容

「石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に準じて規定されていることから、今回の改正を機に、国の規定を引用する条例に改めるため全部改正を行う。

見直しの内容は次のとおり。

	改 正	現 行
施設職員等から児童に対する虐待への対応の強化	虐待の発見者の通報義務 あり	虐待の発見者の通報義務 なし

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

虐待を受けた児童等への対応の強化が図られる。
また、関係条例の整備により、適正な運営が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

今回の児童福祉法等の改正に伴い、他自治体においても条例等の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について提案（公布の日から施行）

⑨ その他